

九重町生活環境だより

(6月は環境月間です)

商工観光・自然環境課 ☎76-3150

不法投棄について

不法投棄とは、廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や山林、空き地等(自分の占有地、管理地含む)に捨てる行為のことです。不法投棄はそのまま放置しておくことさらなる不法投棄を誘発する恐れや、水質や土壌の汚染といった新たな悪影響を及ぼす要因にもなります。違反した場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(法人の場合は、3億円以下の罰金)、またはその両方の罰則が科せられます。

☆不法投棄をされやすい場所は？

されやすい場所は、「人目に付きにくい場所」、「草が生い茂っている場所」、「道路に面している場所」、「空地など柵がない場所」などに、よく捨てられています。

☆不法投棄をされないためには？

道路や土地を所有されている方は、以下の対策を行うなどして、不法投棄をしにくい環境を作ることが重要です。

- ・柵、ロープ、立て看板の設置
- ・こまめな草刈りなどの清掃
- ・捨てられたごみの早急な撤去
- ・定期的な見回り

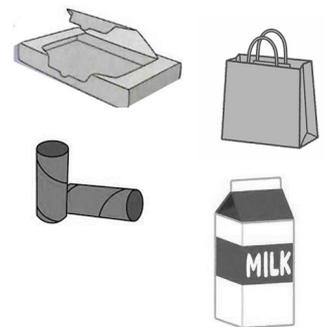
雑がみは捨てずにリサイクルしよう

雑がみとは、菓子箱・包装紙・封筒・トイレットペーパーの芯などの紙類のことです。雑がみを、きちんと分別することで、これまでに燃やしてしまっていた「資源」が再び製品となり、またごみの減量にもつながります。大切な資源は『古紙類』の日に出すように心がけましょう。

・ダンボール、本、雑誌、雑がみ(菓子箱、包装紙など)、牛乳やジュースの紙パックは、それぞれに分けて紐でしばって出す。

紐でしばれない紙は、封筒や紙袋に入れてください。

・特殊な紙については、リサイクルできませんので『燃えるごみ』に出してください。詳しい内容は、令和6年度人権・環境カレンダー“ごみの分け方”をご覧ください。



家庭からでる生ごみを堆肥として利用しませんか

生ごみに含まれる水分量は70~80%と言われています。水切りをしたり、コンポストを利用することでごみの減量につながります。ゴミが減ることで焼却量が減り、二酸化炭素排出の削減にもなります。生ごみ処理機(電動式)と生ごみ処理容器(コンポスト)の購入に対して補助を行っていますのでご活用ください。

※堆肥化することにより家庭菜園やガーデニングなどにも利用できます。

※生ごみが減ることでごみ出し回数やごみ袋の購入が減ることも大きなメリットです。

◆補助額 ・生ごみ処理機(電動式)購入金額の1/2を補助します。

ただし、上限額は25,000円までとします

・ごみ処理容器(コンポスト)購入金額の1/2を補助します。

ただし、上限額は5,000円までとします。

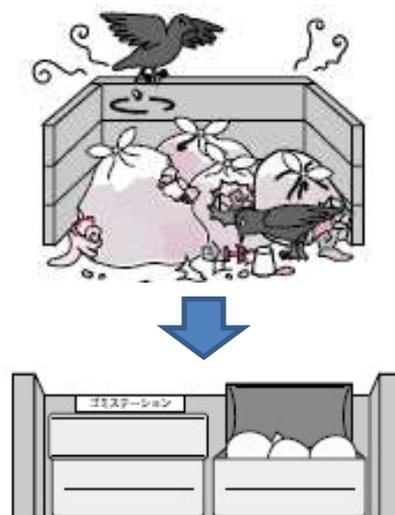


裏面もご覧ください 

既存のごみステーションを整備しませんか

現在利用されているごみステーションは劣化していませんか。劣化が原因で鳥獣、犬猫、風雨被害などによるごみの散乱が見受けられます。そこで、町民の良好な生活環境の保全を図るため、ごみステーションの整備に対して補助を行っています。

- ◆補助額
- ①ごみ収集箱の既製品を購入した場合は、1/2を補助します。ただし、上限額は30,000円までとします。
 - ②ごみ収集箱を製作、修繕した場合(業者製作費または自主製作原材料費)は、1/2を補助します。ただし、上限額は30,000円までとします。
 - ③カラスネットを購入した場合は、1/2を補助します。ただし、上限額は2,000円までとします。



合併処理浄化槽を設置して、きれいな川を未来へ残しましょう

九重町では生活排水処理の向上を推進し公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置に対する補助金交付制度を設けています。まだ、町内の約30%の家庭では、生活排水が未処理のまま水路や川へ流れだしているのが現状です。特に、トイレの排水処理だけは行われている単独処理浄化槽家庭の場合、その他のお風呂や台所からの排水が未処理のまま流され、河川の水質汚濁につながります。生活排水を適切に処理するには、合併処理浄化槽の設置が不可欠です。

補助金の交付については、合併処理浄化槽の設置に対しての補助や、単独処理浄化槽又は汲取り槽からの転換の際の便槽撤去費と宅内配管工事費の補助を行っています。合併処理浄化槽の設置を行うなら今が『チャンス』です。申請期限は12月28日まで(ただし予定基数に達したら終了)、工事完成期限は2月初旬までです。

区分		補助金額
新築設置	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽	548,000円
転換設置	5人槽	532,000円
	7人槽	614,000円
	10人槽	748,000円
単独処理浄化槽の撤去費		120,000円
汲取り槽の撤去費		90,000円
単独処理浄化槽又は汲取り槽から浄化槽への転換による宅内配管費		300,000円



※合併から合併への新築や転換、また、増改築を伴う場合等補助対象にならない場合がありますので、事前にご相談をお願いします。